

資料編

1 上越市環境基本条例

平成8年10月11日条例第41号
改正 平成14年6月19日条例第35号
平成21年3月27日条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 環境の保全に関する基本方針等（第8条・第9条）

第3章 環境の保全に関する施策等（第10条 第24条）

第4章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備（第25条・第26条）

第5章 環境審議会（第27条 第31条）

附則

私たちのまち上越市は、水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心をはぐくみながら栄えてきた。

しかし、近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着する中で、廃棄物の増大、生活排水による水質汚濁、地下水の大量くみ上げによる地盤沈下など、人々の活動が環境に与える負荷は、自然の持つ復元能力を超えるほど大きくなりつつある。

そして、生態系の微妙な均衡を失わせ、人類の生存の基盤である地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれが生じてきている。

もとより私たちは、健全で恵み豊かな環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を将来の世代に継承していく責務を有している。

それゆえ私たちは、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、今こそ地域から行動を起こし、国の内外の人々とも連携しながら積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならない。

ここに私たちは、上越市に集うすべての人々の参加と協力により水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り継承していくことを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全についての基本理念）

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、その環境の恵沢を享受するとともに、人類存続の基盤である限りある環境が良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動し、環境の保全上の支障を未然に防止するように、適切に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、国の内外の地域と連携しながらすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。

(1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。

(3) 製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにすること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じた体系的に保全すること。

(4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成するとともに、文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。

(5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。

(6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的利用(以下「資源の循環的利用」という。)を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。

(7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ上越市環境審議会の

意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の計画の確定に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な金融上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全を図るための施設を整備するとともに、事業者及び民間団体によるこれらの施設の整備が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物

の減量に積極的に努めなければならない。

(調査及び研究の実施等)

第16条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制を整備するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第18条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者及び民間団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷を低減するために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携し、環境の保全に関する情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第23条 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第24条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策について議会に報告し、これを公表しなければならない。

第4章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備

(市民等との連携)

第25条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民等との連携体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第26条 市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、上越市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第28条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 事業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第30条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第31条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市公害防止条例の一部改正)

2 上越市公害防止条例(昭和47年上越市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成14年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第12号)抄

(施行期日)

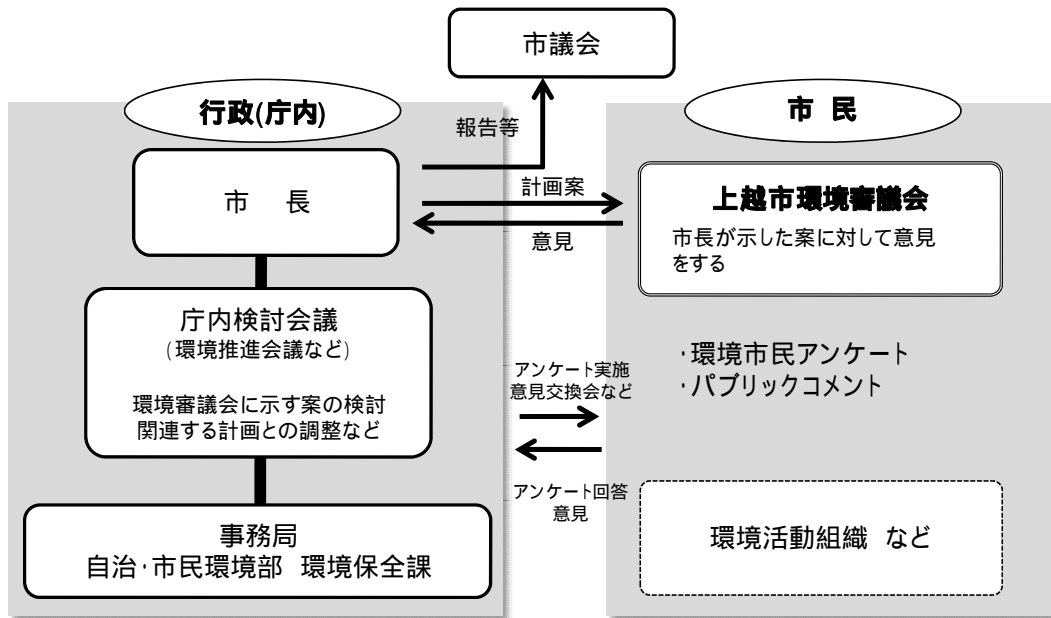
1 この条例は、公布の日から施行する。

2 策定経過

(1) 策定スケジュール

年月	環境審議会、市民意見	市議会関係、庁内検討
平成 25 年度		
平成 26 年 3 月	・環境市民アンケート (26.3.7~26.3.20)	
平成 26 年度		
平成 26 年 6 月	・第 1 回環境審議会(26.6.23) 計画概要、策定スケジュール、アンケート結果、現状と課題について	
7 月		・庁内検討会議：環境推進会議委員及び関係課等の長(26.7.23) 望ましい環境像、施策について
8 月	・市民向け意見交換会(26.8.18) ・第 2 回環境審議会(26.8.26) 現状と課題、望ましい環境像、施策について	
9 月		・市議会厚生常任委員会[所管事務調査](26.9.29) 環境基本計画の策定について
11 月	・パブリックコメント実施(26.11.10~26.12.9)	
12 月	・第 3 回環境審議会(26.12.2) 計画の素案について	・庁内検討会議：環境推進会議委員及び関係課等の長(26.12.15 照会) 計画の素案について
平成 27 年 1 月	・第 4 回環境審議会(27.1.29) 計画案について	
3 月	・パブリックコメント結果の公表 (27.1.29~27.2.27)	・市議会厚生常任委員会[所管事務調査](27.3.10) 計画案策定の報告について
上越市第 3 次環境基本計画の策定		

(2) 策定体制



(ア) 上越市環境審議会

区分	委員氏名	所 属 等	
学識経験者	小堺 則夫	妙高市理科教育センター理科教育指導員	
	角谷 詩織	上越教育大学准教授	
	田村 三樹夫	(財)上越環境科学センター長	
	濱 祐子	上越市教育委員	
	山縣 耕太郎	上越教育大学教授	
行政機関	上野 一郎	新潟県上越地域振興局農林振興部副部長	
	蘆屋 秀幸	国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長	
	矢頭 治	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 北陸研究センター 作物開発研究領域長	
市民	各種団体等	浦壁 澄子	上越市消費者協会長
		大滝 悦子	上越農村地域生活アドバイザー
		栗田 朝子	上越プラネット代表
		小山 貞榮	新潟県環境カウンセラー協会
		布施 静枝	廃棄物減量等推進審議会市民代表
		古澤 和子	新潟県生態研究会会員
		宮澤 嘉代子	連合新潟上越地域協議会 書記
		吉村 久子	上越市連合婦人会副会長

区分		委員氏名	所 属 等
市民	公募市民	飯川 俊夫	公募市民
		上原 みゆき	公募市民
		本間 敏弘	公募市民
		松永 勝二	公募市民
事業者		内山 見與子	えちご上越農業協同組合員
		小澤 洋一	イオンリテール(株)北陸信越カンパニー イオン上越店 店次長 マーケティング課長
		小池 作之	上越資源リサイクル協同組合 理事
		東條 邦俊	上越商工会議所 専務理事

敬称略、区分別五十音順
は会長、 は副会長

(イ) 庁内検討会議

環境推進会議委員		
区 分	職 名	
会 長	自治・市民環境部長	
副会長	環境保全課長	
委 員	総務管理課長	安塚区総合事務所長
	企画政策課長	浦川原区総合事務所長
	上越市創造行政研究所次長	大島区総合事務所長
	財政課長	牧区総合事務所長
	防災危機管理課長	柿崎区総合事務所長
	自治・地域振興課長	大潟区総合事務所長
	生活環境課長	頸城区総合事務所長
	福祉課長	吉川区総合事務所長
	産業振興課長	中郷区総合事務所長
	農業政策課長	板倉区総合事務所長
	都市整備課長	清里区総合事務所長
	教育総務課長	三和区総合事務所長
	学校教育課長	名立区総合事務所長
	ガス水道局総務課長	-

関係課等の長	
職 名	
新幹線・交通政策課長	農林水産整備課長
文化振興課長	道路課長
産業立地課	建築住宅課長
観光振興課長	生活排水対策課長
こども課長	上越科学館長
農業振興課長	-

3 環境市民アンケート結果

目的

- ・ 上越市環境基本計画の改訂にあたって、市民が望む環境像や環境保全活動の実施状況等を把握し、検討の基礎資料とする。

調査対象、調査期間

- ・ 対象：16歳以上の男女1,200人（無作為抽出）
- ・ 期間：平成26年3月7日（金）～3月20日（木）

回収結果

・ 対象者数	回答数	回答率
1,200人	476人	40%

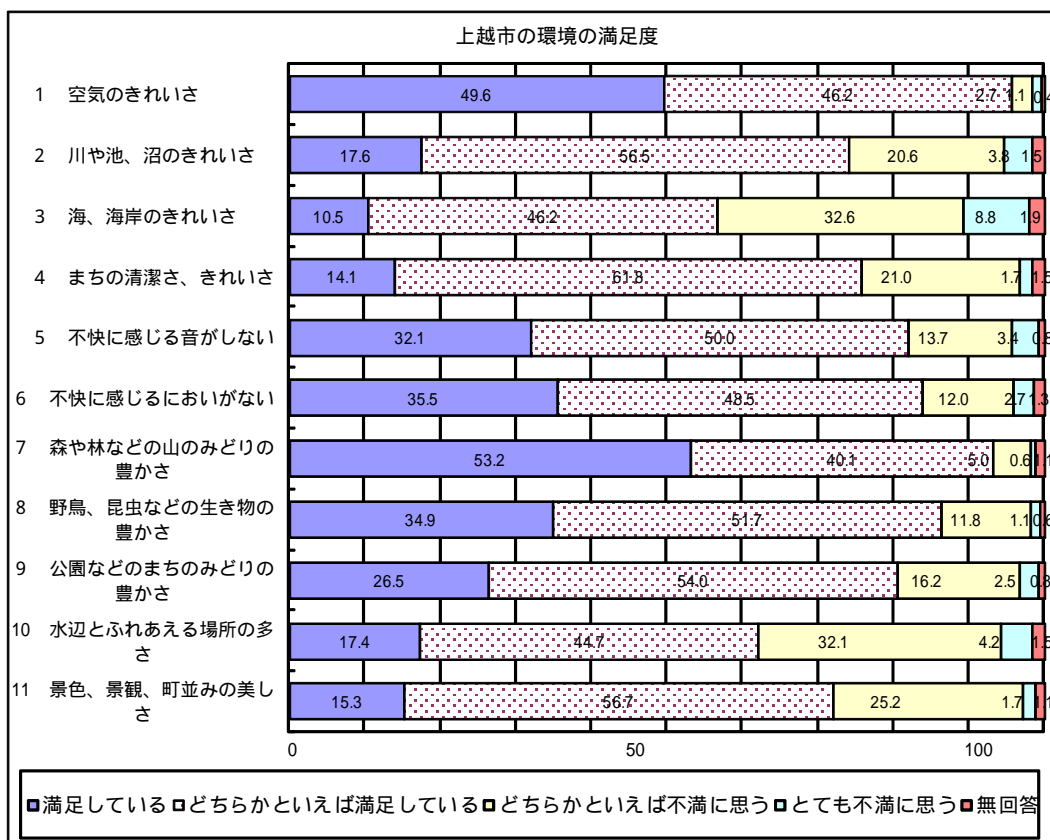
集計結果

対象：16歳以上	男	女	性別不明	合計
回答数	206	260	10	476

上越市の環境の満足度

問 あなたは、上越市の環境について満足していますか。
それぞれの項目について1つをつけてください。

単位：%



コメント

・「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせると、すべての項目で50%以上の満足が得られ、11項目中9項目が70%以上であるなど満足度は高い。

自慢できる、または、次の世代に残したい上越市の自然や景観(自由記入項目)

回答の多いもの

- ・ 高田公園、五智公園、田園・森林の景観、雁木通り、妙高山・南葉山などの山、海岸や海岸の夕日

その他少数だが回答のあったもの

- ・ ホタルの生息地が多いこと、自然が豊か、星空 など

次の世代までには解決しておきたいと思う上越市の環境の問題(自由記入項目)

回答の多いもの

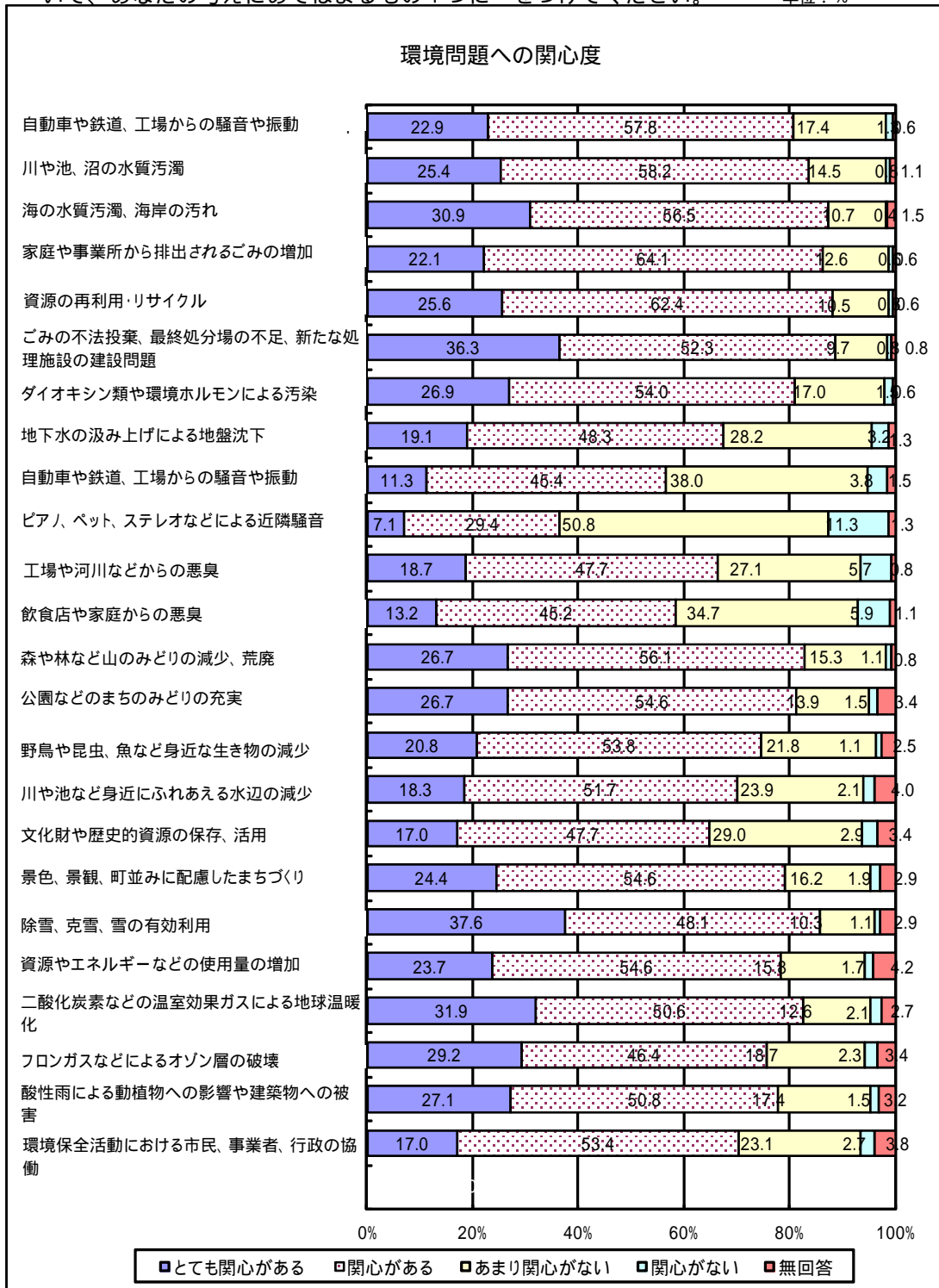
- ・ ごみの不法投棄やポイ捨てによる海岸等の汚れなど、廃棄物関係

その他少数だが回答のあったもの

- ・ 広域的大気汚染の防止、カラス等の鳥獣対策、下水道の整備・接続、地盤沈下、自然環境の維持、近接する原子力発電所の放射能に関する懸念 など

環境問題への関心度

問 次の環境問題について、あなたはどの程度の関心をお持ちですか。それぞれの環境問題について、あなたの考えにあてはまるもの1つをつけてください。 単位：%



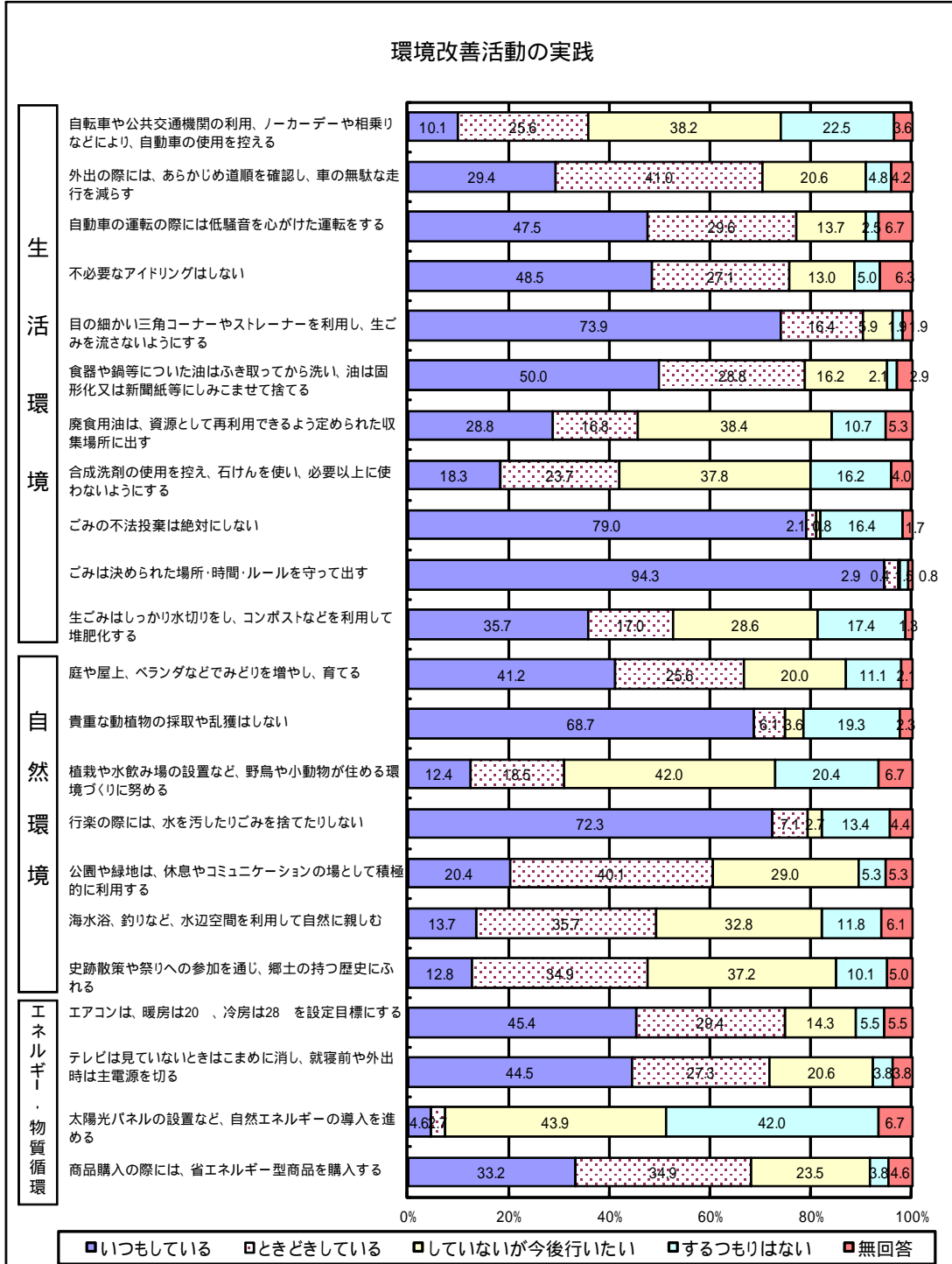
コメント

- ・ 不法投棄や海岸の汚れ等ごみの関係や水質の関係、森林や公園のみどり、除雪・克雪、地球温暖化などへの関心が高い。

環境改善活動への取り組み

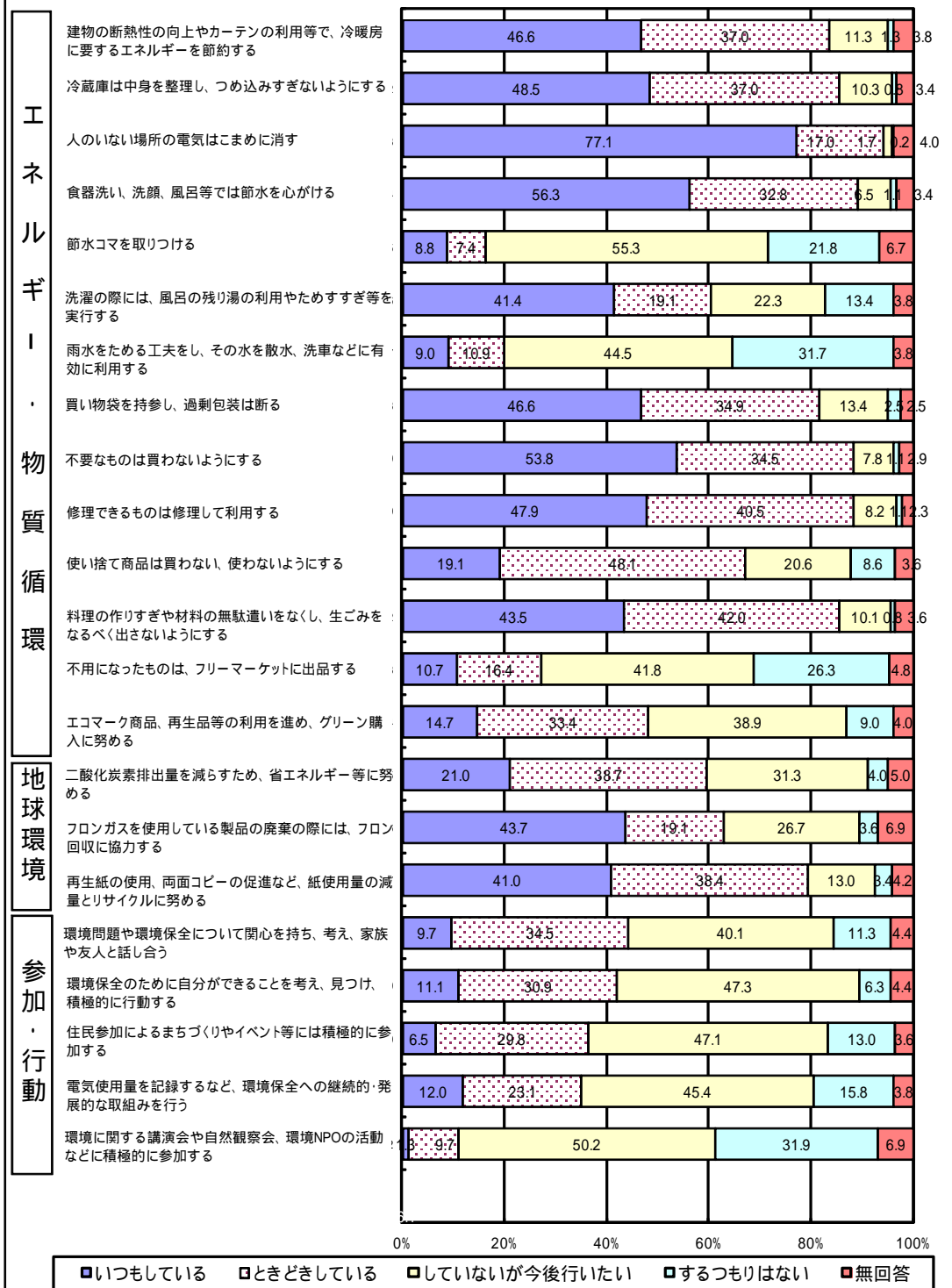
次の環境にやさしい取り組みについて、あなたは家庭や職場での生活の中で、どのくらい取り組んでいますか。それぞれの項目ごとに、あなたにあてはまるもの1つをつけてください。

単位：%



単位：%

環境改善活動の実践



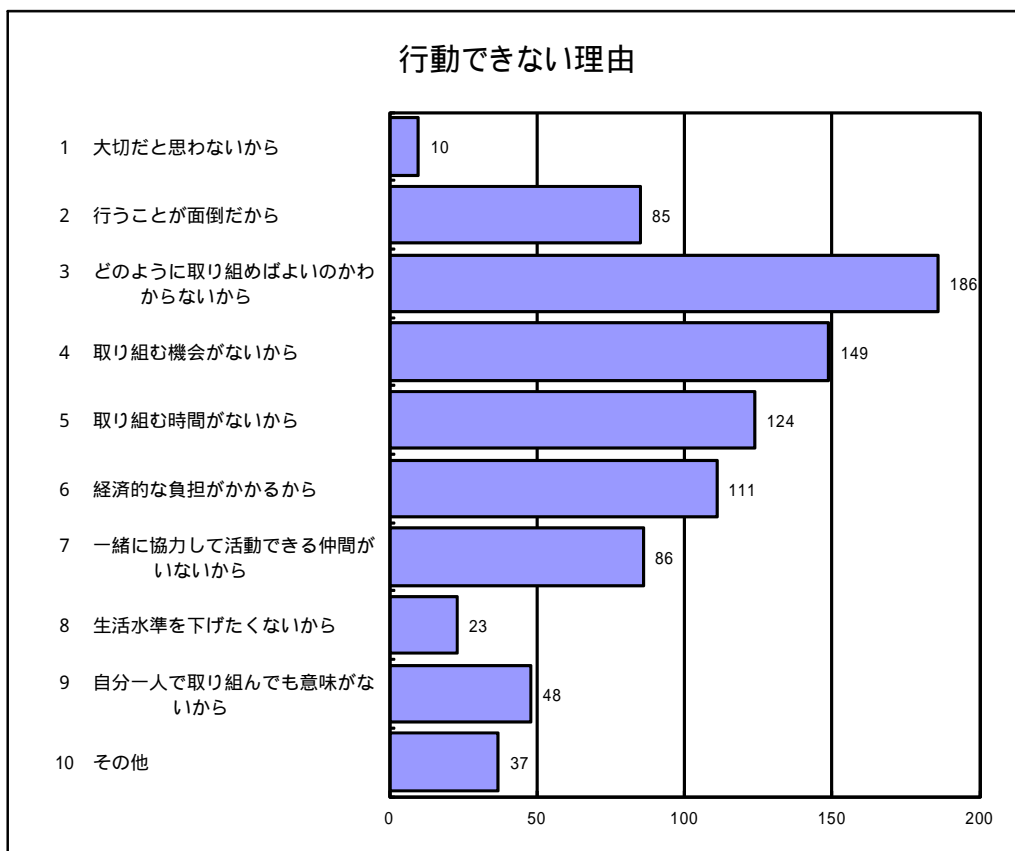
コメント

- 日常生活の中で比較的簡単に取り組める項目を中心に実践率が高い。太陽光パネルや自然エネルギーの導入などコストがかかるものや、参加や行動を伴う項目は実践率が低い、「今後行いたい」の回答が多いため補助や啓発が鍵となる。

行動できない理由

問 環境にやさしい取り組みを行いたくても、あるいは今後も行わない理由は、いろいろなことが考えられますが、あなたの考えにあてはまる理由を次の中から選んでください。
(いつでも をつけてください。)

回答総件数：859



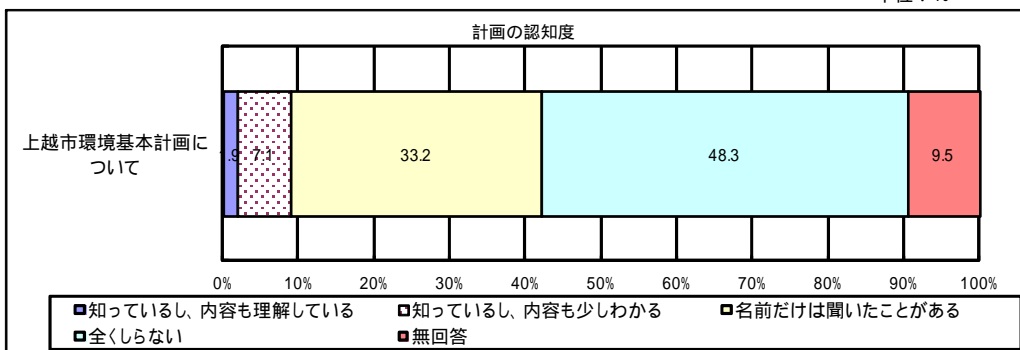
コメント

- ・ 主に、取り組みの方法や機会・時間の問題や、経済的な問題が挙がっている。

環境基本計画の認知度

問 上越市は「上越市環境基本計画」に基づいて環境施策を推進してきました。あなたはこれらの計画を知っていましたか。それぞれについて、あてはまるもの1つに をつけてください。

単位：%



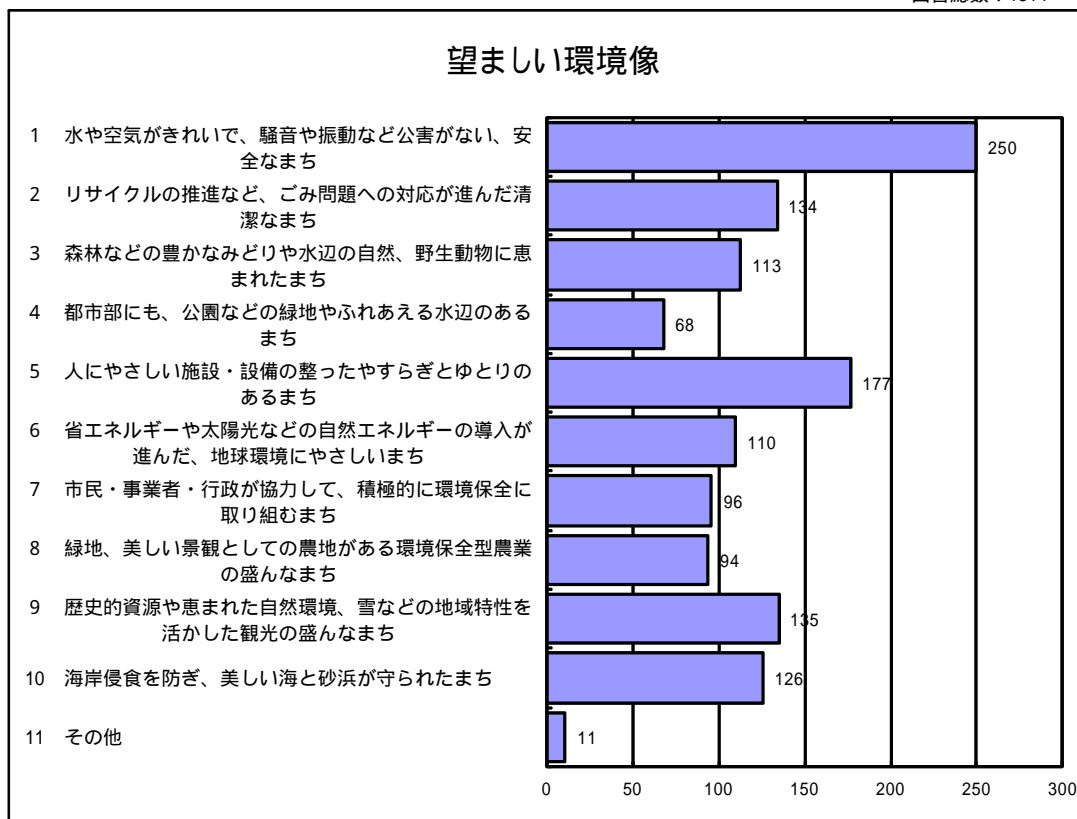
コメント

- ・ 環境基本計画の認知度は低いが、今後は施策内容や環境配慮指針など、実際の取組につながる様な内容を周知していく。

望ましい環境像

問 これからの上越市の環境はどうなっていくべきだと思いますか。次にあげる項目の中から、あなたの考えにあてはまるものを3つ選びをつけてください。

回答総数：1314



コメント

- ・ 身近な生活に関わる項目の回答が多いほか、自然環境や雪などの地域特性を活かす事に関する項目や、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など地球環境に関する項目に対し比較的回答数が多い。

4 環境市民アンケート票

上越市環境市民アンケート

アンケート調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃より環境行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

上越市では、環境の保全に関する長期的な目標や取り組み、市民・事業者・市の役割などを明らかにした「上越市環境基本計画」を平成 26 年度に改訂する予定です。

このたび、市民の皆様の環境に関する意識を把握し、改訂を行うに当たっての基礎資料とするため、16 歳以上の市民を対象に、1,200 人を無作為抽出方法により選ばせていただき、アンケート調査を実施させていただくことといたしました。

ご回答いただいた内容は、調査の目的以外には一切使用しませんので、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

上越市

記入上の注意

- ・宛名のご本人がお答えください。
- ・お送りしたご本人が回答できない場合は、同居するご家族がご回答いただいても構いません。(お名前の記入の必要はありません)
- ・黒や青のボールペンまたは鉛筆で、はっきりと記入してください。
- ・回答は、設問の指示に従って対応するものを選び、その番号に を付けてください。
- ・問 7、問 8 については、具体的な地名や動植物名などを記入してください。

アンケート用紙の回収について

ご記入いただいたアンケート用紙は、お手数ですが同封の封筒に入れて

3月20日(木)までに投函してください。切手は不要です。

お問合せ先

このアンケート調査について不明な点などございましたら、下記へお問い合わせください。

上越市 自治・市民環境部 環境保全課 環境計画係

電話 526 - 5111(内線 1553)

最初にあなたのことについて教えてください。

問1 あなたの性別はどちらですか。

- 1 . 男 2 . 女

問2 あなたの年齢を教えてください(平成26年3月1日現在)。

- 1 . 10歳代 2 . 20歳代 3 . 30歳代 4 . 40歳代 5 . 50歳代
6 . 60歳代 7 . 70歳代 8 . 80歳以上

問3 あなたのお住まいの地域を教えてください。

- 1 . 高田区 2 . 新道区 3 . 金谷区 4 . 春日区 5 . 諏訪区
6 . 津有区 7 . 三郷区 8 . 和田区 9 . 高士区 10 . 直江津区
11 . 有田区 12 . 八千浦区 13 . 保倉区 14 . 北諏訪区 15 . 谷浜・桑取区
16 . 安塚区 17 . 浦川原区 18 . 大島区 19 . 牧区 20 . 柿崎区
21 . 大潟区 22 . 頸城区 23 . 吉川区 24 . 中郷区 25 . 板倉区
26 . 清里区 27 . 三和区 28 . 名立区

問4 あなたは、上越市に何年お住まいですか。

- 1 . 1年以内 2 . 2~5年 3 . 6~10年
4 . 11年以上

問5 あなたのご職業を教えてください。

- 1 . 農林水産業 2 . 自営業 3 . 会社員・公務員
4 . 学生 5 . 家事従事者 6 . アルバイト・パートタイマー
7 . 無職 8 . その他 ()

上越市の環境について感じていることを教えてください。

問6 あなたは、上越市の環境について満足していますか。それぞれの項目について1つ をつけてください。

	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満に思う	とても不満に思う
1) 空気のきれいさ	1	2	3	4
2) 川や池、沼のきれいさ	1	2	3	4
3) 海、海岸のきれいさ	1	2	3	4
4) まちの清潔さ、きれいさ	1	2	3	4
5) 不快に感じる音がしない	1	2	3	4
6) 不快に感じるにおいがしない	1	2	3	4
7) 森や林など山のみどりの豊かさ	1	2	3	4
8) 野鳥、昆虫などの生き物の豊かさ	1	2	3	4
9) 公園などのまちのみどりの豊かさ	1	2	3	4
10) 水辺とふれあえる場所の多さ	1	2	3	4
11) 景色、景観、町並みの美しさ	1	2	3	4

問7 あなたが自慢できる、または、次の世代に残したい上越市の自然や景観などについて、教えてください。(いくつでも結構です。自由に記載してください。)

問8 あなたが、次の世代までには解決しておきたいと思う上越市の環境の問題について、教えてください。(いくつでも結構です。自由に記載してください。)

環境問題への関心について教えてください。

問9 次の環境問題について、あなたはどの程度の関心をお持ちですか。それぞれの環境問題について、あなたの考えにあてはまるもの1つに をつけてください。

	が あ る	と も 関 心	関 心 が あ る	が な い	あ ま り 関 心	関 心 が な い
1) 自動車の排気ガスや工場などの煙による 大気汚染	1		2		3	4
2) 川や池、沼の水質汚濁	1		2		3	4
3) 海の水質汚濁、海岸の汚れ	1		2		3	4
4) 家庭や事業所から排出されるごみの増加	1		2		3	4
5) 資源の再利用・リサイクル	1		2		3	4
6) ごみの不法投棄、最終処分場の不足、 新たな処理施設の建設問題	1		2		3	4
7) ダイオキシン類や環境ホルモンによる汚染	1		2		3	4
8) 地下水の汲み上げによる地盤沈下	1		2		3	4
9) 自動車や鉄道、工場からの騒音や振動	1		2		3	4
10) ピアノ、ペット、ステレオなどによる近隣騒音	1		2		3	4
11) 工場や河川などからの悪臭	1		2		3	4
12) 飲食店や家庭からの悪臭	1		2		3	4
13) 森や林など山のみどりの減少、荒廃	1		2		3	4

あなたが行っている環境改善活動について教えてください。

問10 次の環境にやさしい取り組みについて、あなたは家庭や職場での生活の中で、どのくらい取り組んでいますか。それぞれの項目ごとに、あなたにあてはまるもの1つに をつけてください。

	いつもしている	ときどきしている	今後行いたい	していませんが	するつもりはない
1) 自転車や公共交通機関の利用、ノーカーデーや相乗りなどにより、自動車の使用を控える	1	2	3	4	4
2) 外出の際には、あらかじめ道順を確認し、車の無駄な走行を減らす	1	2	3	4	4
3) 自動車の運転の際には低騒音を心がけた運転をする	1	2	3	4	4
4) 不必要なアイドリングはしない	1	2	3	4	4
5) 目の細かい三角コーナーやストレーナーを利用し、生ごみを流さないようにする	1	2	3	4	4
6) 食器や鍋等についた油はふき取ってから洗い、油は固化又は新聞紙等にしみこませて捨てる	1	2	3	4	4
7) 廃食用油は、資源として再利用できるよう定められた収集場所に出す	1	2	3	4	4
8) 合成洗剤の使用を控え、石けんを使い、必要以上に使わないようにする	1	2	3	4	4
9) ごみの不法投棄は絶対にしない	1	2	3	4	4
10) ごみは決められた場所・時間・ルールを守って出す	1	2	3	4	4
11) 生ごみはしっかり水切りをし、コンポストなどを利用して堆肥化する	1	2	3	4	4
12) 庭や屋上、ベランダなどでみどりを増やし、育てる	1	2	3	4	4
13) 貴重な動植物の採取や乱獲はしない	1	2	3	4	4

	いつもしている	ときどきしている	していないが今後行いたい	するつもりはない
14) 植栽や水飲み場の設置など、野鳥や小動物が住める環境づくりに努める	1	2	3	4
15) 行楽の際には、水を汚したりごみを捨てたりしない	1	2	3	4
16) 公園や緑地は、休息やコミュニケーションの場として積極的に利用する	1	2	3	4
17) 海水浴、釣りなど、水辺空間を利用して自然に親しむ	1	2	3	4
18) 史跡散策や祭りへの参加を通じ、郷土の持つ歴史にふれる	1	2	3	4
19) エアコンは、暖房は 20℃、冷房は 28℃ を設定目標にする	1	2	3	4
20) テレビは見ていないときはこまめに消し、就寝前や外出時は主電源を切る	1	2	3	4
21) 太陽光パネルの設置など、自然エネルギーの導入を進める	1	2	3	4
22) 商品購入の際には、省エネルギー型商品を購入する	1	2	3	4
23) 建物の断熱性の向上やカーテンの利用等で、冷暖房に要するエネルギーを節約する	1	2	3	4
24) 冷蔵庫は中身を整理し、つめ込みすぎないようにする	1	2	3	4
25) 人のいない場所の電気はこまめに消す	1	2	3	4
26) 食器洗い、洗顔、風呂等では節水を心がける	1	2	3	4
27) 節水コマを取りつける	1	2	3	4
28) 洗濯の際には、風呂の残り湯の利用やためすぎ等を実行する	1	2	3	4

	る い つ も し て い	い る と き ど き し て	今 後 行 い た い し て い ない が	す る つ も り は な い
29) 雨水をためる工夫をし、その水を散水、洗車などに有効に利用する	1	2	3	4
30) 買い物袋を持参し、過剰包装は断る	1	2	3	4
31) 不要なものは買わないようにする	1	2	3	4
32) 修理できるものは修理して利用する	1	2	3	4
33) 使い捨て商品は買わない、使わないようにする	1	2	3	4
34) 料理の作りすぎや材料の無駄遣いをなくし、生ごみをなるべく出さないようにする	1	2	3	4
35) 不用になったものは、フリーマーケットに出品する	1	2	3	4
36) エコマーク商品、再生品等の利用を進め、グリーン購入に努める	1	2	3	4
37) 二酸化炭素排出量を減らすため、省エネルギー等に努める	1	2	3	4
38) フロンガスを使用している製品の廃棄の際には、フロン回収に協力する	1	2	3	4
39) 再生紙の使用、両面コピーの促進など、紙使用量の減量とリサイクルに努める	1	2	3	4
40) 環境問題や環境保全について関心を持ち、考え、家族や友人と話し合う	1	2	3	4
41) 環境保全のために自分ができるところを考え、見つけ、積極的に行動する	1	2	3	4
42) 住民参加によるまちづくりやイベント等には積極的に参加する	1	2	3	4
43) 電気使用量を記録するなど、環境保全への継続的・発展的な取り組みを行う	1	2	3	4

	る い つ も し て い	い る と き ど き し て	今 後 行 い た い し て い な い が	す る つ も り は な い
44) 環境に関する講演会や自然観察会、環境 NPO の活動などに積極的に参加する	1	2	3	4
45) その他 44) までの項目以外で、取り組んでいる環境にやさしい取り組みがありましたら、教えてください。				

問 1 1 問 1 0 であげた環境にやさしい取り組みを行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由は、いろいろなことが考えられますが、あなたの考えにあてはまる理由を次の中から選んでください。(いくつでも をつけてください)

- 1 . 大切だと思わないから
- 2 . 行うことが面倒だから
- 3 . どのように取り組めばよいのかわからないから
- 4 . 取り組む機会がないから
- 5 . 取り組む時間がないから
- 6 . 経済的な負担がかかるから
- 7 . 一緒に協力して活動できる仲間がないから
- 8 . 生活水準を下げたくないから
- 9 . 自分一人で取り組んでも意味がないから
- 1 0 . その他 ()

上越市環境基本計画について教えてください

問12 上越市は「上越市第2次環境基本計画」に基づいて環境施策を推進してきました。あなたは、この計画について知っていましたか。あてはまるもの1つをつけてください。

	知っている 内容も理解して いる	知っているし、 内容も少しわか る	名前だけは聞い たことがある	全く知らない
上越市第2次環境基本計画について	1	2	3	4

これからの上越市の環境についてあなたの考えを教えてください。

問13 これからの上越市の環境はどうなっていくべきだと思いますか。次にあげ
る項目の中から、あなたの考えにあてはまるものを3つ選び をつけてください。

- 1 . 水や空気がきれいで、騒音や振動など公害がない、安全なまち
- 2 . リサイクルの推進など、ごみ問題への対応が進んだ清潔なまち
- 3 . 森林などの豊かなみどりや水辺の自然、野生動物に恵まれたまち
- 4 . 都市部にも、公園などの緑地やふれあえる水辺のあるまち
- 5 . 人にやさしい施設・設備の整ったやすらぎとゆとりのあるまち
- 6 . 省エネルギーや太陽光などの自然エネルギーの導入が進んだ、
地球環境にやさしいまち
- 7 . 市民・事業者・行政が協力して、積極的に環境保全に取り組むまち
- 8 . 緑地、美しい景観としての農地がある環境保全型農業の盛んなまち
- 9 . 歴史的資源や恵まれた自然環境、雪などの地域特性を活かした観光の
盛んなまち
- 10 . 海岸侵食を防ぎ、美しい海と砂浜が守られたまち
- 11 . その他 ()

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。